

第 4 7 号議案

加東市体育施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 5 月 7 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市体育施設条例の一部を改正する条例

加東市体育施設条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 0 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前				改 正 後			
別表第 2（第 6 条関係）				別表第 2（第 6 条関係）			
	施設名称	使用料	冷房使用料		施設名称	使用料	冷房使用料
屋 内 施 設	社第一体育館	1 時間につき	1 台当たり 1 時間	屋	社第一体育館	1 時間につき	1 台当たり 1 時間
	社武道館	半面 4 0 0 円	につき 6 5 0 円	内	社武道館	半面 4 0 0 円	につき 6 5 0 円
	滝野体育センター	全面 8 0 0 円	<u>（東条第一体育館</u>	施	滝野体育センター	全面 8 0 0 円	
	東条第一体育館		<u>は除く。）</u>	設	東条第一体育館		

〔略〕	〔略〕
-----	-----

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

## 第47号議案 要旨

### 加東市体育施設条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

東条第一体育館に冷房設備を設置したことに伴い、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

屋内施設の冷房使用料の規定から「(東条第一体育館は除く。)」を削ること。(別表第2関係)

#### 3 施行期日 令和6年6月1日